

大館市公募型指名競争入札公告

次のとおり入札参加希望者を公募する。

令和6年4月9日

大館市長 福原 淳嗣

1. 入札に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 件名 | 量水器（単価契約・φ13S）
量水器（単価契約・φ13）
量水器（単価契約・φ20） |
| (2) 納入又は実施場所 | 建設部水道課 |
| (3) 納入期限又は期間 | 令和6年6月14日 |
| (4) 入札方法 | 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税を除いた額に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 主な仕様

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 発注所管課 | 建設部水道課 |
| (2) 業務種別 | 物品調達 |
| (3) 主な仕様 | 本公告4ページ以降で示す仕様書による。 |

3. 入札予定年月日

令和6年4月25日（木）

4. 入札等に参加する者に必要な要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度大館市有資格業者登録名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に物品調達業者として登録されていて、「**量水器**」を取扱い品目として申請している者であること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、大館市長が別に定める手続に基づいて、当該項目について入札参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 本公告日現在、**東北6県内に主たる営業所（本社・本店等）又は従たる営業所（支店・営業所等）を有し**、当該営業所が有資格業者名簿に登録されていること。
- (4) 当該物品を調達する際に特別な資格等を有する場合、当該業務を施行する際に特別な資格等を有しなければならない場合、その資格等を有すること。
- (5) 当該公募型指名競争入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 当該公募型指名競争入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、大館市指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

5. 入札参加申込等

- (1) 入札に参加しようとする者は、仕様書等を確認のうえ、次に掲げる書類を(2)の方法により提出しなければならない。
 - ② 封筒の表に「入札参加申込書在中」と朱書すること。
 - ③ 受付票を送付するので、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
 - ④ (3)で示す日時まで必着とする。
- (3) 入札参加申込書等の提出期間等
 - ① 受付期間 令和6年4月9日(火)から令和6年4月15日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで
 - ③ 受付場所 総務部契約検査課(〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地)
 - ④ 提出部数 1部

6. 指名等に関すること

- (1) 入札参加申込書を受理したときは、受付票を交付する。
- (2) 申込書等の審査の結果適格と認められ、指名業者とされたものについては、郵送をもって通知する(通知書発送予定日:令和6年4月18日(木))。
- (3) 入札参加申込書等の審査の結果、指名されない場合がある。その場合には、指名されなかった申込書提出者に対して、指名しなかった旨を書面(以下、「非指名通知」という。)により通知するものとする。
- (4) (3)の非指名通知を受け、指名されなかったことに対して不服のある者は、大館市長(以下「市長」という。)に対して指名しなかった理由及びその説明(以下「非指名理由等」という。)を求めることができる。
- (5) (4)の非指名理由等を求める場合には、通知した翌日から起算して7日(大館市の休日を定める条例(平成2年条例第11号)第1条に規定された休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、その旨を記載した書面を提出すること。
- (6) (5)の書面は、持参するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。
- (7) 非指名理由等を求められたときは、非指名理由等を求めることができる最終日から起算して7日(休日を除く。)以内に書面により回答する。
- (8) (5)の書面の提出先及び提出時間は、次のとおりとする。
 - ① 受付窓口 大館市役所 総務部契約検査課 0186-43-7039(直通)
 - ② 提出時間 午前9時から午後5時まで(休日を除く。)

7. 再苦情申立てに関する事項

- (1) 市長からの非指名理由等に不服がある者は、非指名理由等に係る書面を受け取った日から7日(休日は除く。)以内に、書面により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) 再苦情の申立てについては、市長が速やかに大館市適正入札等・契約推進委員会(以下「委員会」という。)に付託し、委員会が審議するものとする。
- (3) 再苦情の申立てに関する手続等を示した書類等の配布及び再苦情の提出先と提出時間は、6の(8)のとおりとする。

8. 仕様書等を示す場所及び期間並びに仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 本発注に係る仕様書等は、本公告で示すとおりである。ただし、印刷物に限り仕様書及び見本を閲覧の方法でも示すものとする。

なお、競争入札等心得並びに入札等参加に当たっての留意事項については、大館市契約検査課のホームページにおいても公表するものとする。

(ホームページアドレス https://www.city.odate.lg.jp/ex/keiyaku_kensa/)

 - ① 閲覧場所 大館市役所 総務部契約検査課
 - ② 閲覧期間等 令和6年4月9日(火)から入札日の前日まで(休日を除く。)
 - ③ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで

(2) 仕様書等に対する質問及び回答

- ① 仕様書等に対する質問は、申込書等の提出期限までに、簡易なものを除き、市長に対し文書で行うこと。質問書の様式は任意とする。
- ② 質問書の受付については、大館市総務部契約検査課において行う。
- ③ 文書による質問に対する回答は、質問書が提出されてから速やかに書面（以下「回答書」という。）により行う。また、提出された質問書及び回答書は(1)に定める閲覧等の方法により、他の申込者に対しても周知を図るものとする。

9. 契約締結時期等

契約締結時期は、入札等実施日から7日以内とする。

10. その他

- (1) 提出された入札参加申込書等は、返却しない。なお、入札参加申込書等は、情報公開条例に基づく申請による場合を除き公表しないものとし、また無断で他に使用することはしない。
- (2) 上記6.(3)の非指名通知を受けた者及び上記4に掲げる条件を満たすことができなくなった者のした入札、及び申込書等に虚偽の記載等不正の行為をした者のした入札は無効とする。
- (3) 入札申込書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 入札申込書等に虚偽の記載をした者は、本発注の指名業者としないとともに、指名停止措置をとることがある。
- (5) 契約期間若しくは納期は、事情により変更することがある。
- (6) 入札等参加者は、仕様書等を熟知し、入札等心得及び入札等に当たっての留意事項を遵守すること。

11. 問い合わせ先

大館市総務部契約検査課契約係（所在 大館市役所 0186-43-7039）

水道メーター購入特記仕様書

1. メーターの概要

件名	口径	形式	タイプ	予定購入数	メーター番号	市章
6 量水器第 1 号 量水器(単価契約・φ13S)	13S	直読乾式	ショート	270 個	506S0001 ~ 506S0270	有

2. メーターの仕様

メーターは全て新品とし、仕様については別添「水道メーター購入共通仕様書」による。

3. メーターの納入期限

令和6年6月14日(金)

4. メーターの納入個数

納入個数は、本契約の契約後に連絡するものとする。

5. メーターの追加発注

令和6年度において追加の発注が生じた場合は、本契約単価にて購入するものとする。

6. 使用済みメーターの売却

- (1) 本契約の契約者へ、本契約と同口径の使用済みメーターを売却するものとする。
- (2) 売却単価は、口径に係わらず税抜 50円に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- (3) 売却個数については、確定次第、連絡するものとする。

(※納入個数と同数程度の予定)

水道メーター購入特記仕様書

1. メーターの概要

件名	口径	形式	タイプ	予定購入数	メーター番号	市章
6 量水器第 2 号 量水器(単価契約・φ13)	13	直読乾式	ロング	1,820 個	506-0001 ~ 506-1820	有

2. メーターの仕様

メーターは全て新品とし、仕様については別添「水道メーター購入共通仕様書」による。

3. メーターの納入期限

令和6年6月14日(金)

4. メーターの納入個数

納入個数は、本契約の契約後に連絡するものとする。

5. メーターの追加発注

令和6年度において追加の発注が生じた場合は、本契約単価にて購入するものとする。

6. 使用済みメーターの売却

- (1) 本契約の契約者へ、本契約と同口径の使用済みメーターを売却するものとする。
- (2) 売却単価は、口径に係わらず税抜 50円に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- (3) 売却個数については、確定次第、連絡するものとする。

(※納入個数と同数程度の予定)

水道メーター購入特記仕様書

1. メーターの概要

件名	口径	形式	タイプ	予定購入数	メーター番号	市章
6 量水器第 3 号 量水器(単価契約・φ20)	20	直読乾式	—	1,490 個	506-0001 ~ 506-1490	有

2. メーターの仕様

メーターは全て新品とし、仕様については別添「水道メーター購入共通仕様書」による。

3. メーターの納入期限

令和6年6月14日(金)

4. メーターの納入個数

納入個数は、本契約の契約後に連絡するものとする。

5. メーターの追加発注

令和6年度において追加の発注が生じた場合は、本契約単価にて購入するものとする。

6. 使用済みメーターの売却

- (1) 本契約の契約者へ、本契約と同口径の使用済みメーターを売却するものとする。
- (2) 売却単価は、口径に係わらず税抜 50円に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- (3) 売却個数については、確定次第、連絡するものとする。

(※納入個数と同数程度の予定)

令和6年度

水道メーター購入共通仕様書

大館市 建設部 水道課

第1章 一般事項

- 1-1 適用範囲
- 1-2 適用法令及び適用規格
- 1-3 納入期限
- 1-4 納入場所
- 1-5 支払い
- 1-6 保証
- 1-7 疑義に対する協議等

第2章 メーターの仕様

- 2-1 型式
- 2-2 計量特性
- 2-3 材質
- 2-4 条件
- 2-5 検定証印又は基準適合証印
- 2-6 表示
- 2-7 塗装及び色相
- 2-8 付属品
- 2-9 隔側表示器

第3章 納品及び検査

- 3-1 納品
- 3-2 検査

第1章 一般事項

1-1 適用範囲

1. 本仕様書は、大館市建設部水道課（以下「当課」という。）が、水道メーター（以下「メーター」という。）を購入（新品及び修理）する場合に適用する。
2. 購入の定義
 - (1) 新品購入とは、メーターを構成するすべての材料が新品であるものをいう。
 - (2) 修理購入とは、使用済メーターのメーターケースを再利用し他の部品を新品にしたものをいう。

1-2 適用法令及び適用規格

メーターは、次の法令その他関連する関係法規及び適用規格等の最新版を適用する。

1. 計量法関係
 - (1) 計量法
 - (2) 計量法施行令
 - (3) 計量法施行規則
 - (4) 特定計量器検定検査規則
 - (5) 指定製造者事業者の指定等に関する省令
2. 水道法関係
 - (1) 水道法
 - (2) 水道法施行令
 - (3) 水道法施行規則
 - (4) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
3. 日本工業規格及びその引用規格
4. その他関連する法令等

1-3 納入期限

当課の指示する期日までに納入すること。

1-4 納入場所

大館市 建設部 水道課（秋田県大館市比内町扇田字新大堤下93-6）

1-5 支払い

支払いは、メーター納入後に、大館市水道事業等会計規程に基づき支払うものとする。

1-6 保証

1. メーター納入完了日から起算して1年以内にメーターに異常が生じ、その原因が材質、構造上の欠陥及び組立の過誤によることが明らかな場合は、納入者の責任で当該メーターを新品と交換しなければならない。なお、その場合、メーター交換の費用についても納入者の負担とする。
2. 検定有効期間の満了内にメーターの異常が疑われ当課の指示を受けた場合、納入者は速やかにその原因を調査・報告するとともに対策を施すこと。
3. 当課は、メーターの品質に疑義が生じた場合、メーターの製造工程等の確認を行う。

1-7 疑義に対する協議等

本仕様書に疑義が生じた事項及び定めのない事項については、当課契約規程の定めるところによるほか、必要に応じ当課と納入者が協議して定める。

第2章 メーターの仕様

2-1 型式

代表的な型式は、「JIS B 8570-1」（水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様）及び「JIS B 8570-2」（水道メーター及び温水メーター第2部：取引又は証明用）を参考に、次のとおりとする。

口径	種類		表示形態	全長	材質	接続端の形状
13	接線流羽根車式	乾式	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	100	鉛フリー銅合金	ねじ式
				165		
20	接線流羽根車式	乾式	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	190	鉛フリー銅合金	ねじ式
25	接線流羽根車式	乾式	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	225	鉛フリー銅合金	ねじ式
30	接線流羽根車式	乾式	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	230	鉛フリー銅合金	ねじ式
40A	接線流羽根車式	乾式	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	245	鉛フリー銅合金	ねじ式
40B	たて型軸流羽根車式	乾式	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	245	鉛フリー銅合金	ねじ式
50	たて型軸流羽根車式	乾式	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	245	鉛フリー銅合金	ねじ式
50	たて型軸流羽根車式	乾式	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	560	鉛フリー銅合金 ダクタイル鋳鉄	フランジ式
75	たて型軸流羽根車式	乾式	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	630	鉛フリー銅合金 ダクタイル鋳鉄	フランジ式
100	たて型軸流羽根車式	乾式	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	750	鉛フリー銅合金 ダクタイル鋳鉄	フランジ式

2-2 計量特性

代表的な型式に関する計量特性は、「JIS B 8570-1」（水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様）及び「JIS B 8570-2」（水道メーター及び温水メーター第2部：取引又は証明用）を参考に、次のとおりとする。

参考 口径	型 式	計 量 特 性				
		区分	流量値 (m ³ /h)			
		Q3/Q1 計量範囲	Q1 : 定格最小流量	Q2 : 転移流量 (Q1×1.6)	Q3 : 定格最大流量	Q4 : 限界流量 (Q3×1.25)
13	接線流羽根車式	100	0.025	0.04	2.5	3.13
20	接線流羽根車式	100	0.04	0.064	4	5
25	接線流羽根車式	100	0.063	0.101	6.3	7.88
30	接線流羽根車式	100	0.1	0.16	10	12.5
40A	接線流羽根車式	100	0.1	0.16	10	12.5
40B	たて形軸流羽根車式	100	0.16	0.256	16	20
50	たて形軸流羽根車式	100	0.16	0.256	16	20
50	たて形軸流羽根車式	100	0.4	0.64	40	50
75	たて形軸流羽根車式	100	0.63	1.008	63	78.75
100	たて形軸流羽根車式	100	1	1.6	100	125

2-3 材質

- メーター各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、「1-2 適用法令及び適用規格」に規定する「給水装置の構造及び材料の基準に関する省令」に適合するものを使用する。
- 銅合金製のものは、JIS H 5120 (CAC406)、又は同等以上の強度、耐久性、耐食性等を持つ材質表記「B」または「E」の鉛フリー合金材料とする。

2-4 条件

納入するメーターは、各社修理可能な互換性のあるケースを使用し、指示部回転式のものとは納入不可とする。

2-5 検定証印または基準適合証印

1. メーターは計量法及びこの関連法令に基づいて検定を受け、又は検査（承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの）を行わなければならない。
2. 検定又は検査は、納入期限の属する月又はその前月に実施すること。
3. 検定証印又は基準適合証印のシールは、メーターの蓋の裏面に貼付すること。

2-6 表示

メーターには、次の項目を明瞭に消滅しないように表示すること。

表示場所	表示項目	備考
目盛板	製造業者の名称	又は登録商標
	型式承認番号	
	製造年	型式承認表示の年と兼用可
	製造番号	
	取付姿勢	垂直姿勢は「V」 水平姿勢は「H」 姿勢を問わないものは「F」を表示
	計量単位	m ³ で表示
	Q ₃ の値	定格最大流量：m ³ /hで表示
	Q ₃ /Q ₁ の値	計量範囲：R=○○○でも可
	Q ₂ /Q ₁ の値	転移流量と定格最小流量の比：値が1.6でない場合に表示
	最大許容使用圧力	1 Mpaを超える場合に表示
本体	流れの方向	本体の両側又は片側に表示
	鑄造年	西暦の下2桁を表示
	材質記号	JIS H 5120(CAC 406)は「無記号」 JIS H 5120(CAC 804)は「E」を表示 JIS H 5120(CAC 901,902,911)及びLF5A は「B」を表示
蓋の表面及び 本体又は目盛板	口径	当課の指示による
	大館市市章	当課の指示による
	メーター番号	当課の指示による

2-7 塗装及び色相

1. 材質が鉛フリー銅合金のメーターは、無塗装とする。
2. 材質がダグタイル鋳鉄製のメーター及び短管の塗装は、「エポキシ樹脂粉体塗装」又は「エポキシ樹脂塗料塗装」とする。
3. メーターの蓋の色は、次のとおりとする。

	日本水道メーター工業会番号	日塗工色番号	色相
新品	JWMM00-A01	A25-75C	Y
修理1回目	JWMM00-A09	A95-60P	RP
修理2回目	JWMM00-A02	A45-40P	G

2-8 付属品

1. メーター個々に、接続用パッキン2枚1組を輪ゴム等で取り付けるものとする。
2. メーター両端の取付部は、ねじ保護のため樹脂性キャップを取付けること。
3. フランジ式の接続用パッキンは、接続面を覆う四穴付タイプにすること。

2-9 隔測表示器

1. 電子式水道メーターの場合、遠隔表示用の受信器を付属すること。
2. 受信器は、上位機器への電文通信及びパルス出力端子付きとし、メーター口径及び番号を表示すること。

第3章 納品及び検査

3-1 納品

1. 納品の日時は、事前に当課と協議し承諾を得ること。
2. 納品には、原則として納入者が立会い、次の提出書類を提出すること。
 - (1) 納入内訳書 1部
 - (2) 器差成績書 1部
 - (3) 納品書 1部
3. 納品には、原則としてプラスチック製の通い箱を使用すること。
4. 通い箱の側面には、箱番号・口径・個数・メーター番号・製造会社名等を表示する表(カード)を取り付けること。
5. 搬入の場所及び積み方については当課の指示によるものとする。

3-2 検査

納品検査は、納入場所において次のとおり行うものとする。なお、納品検査の結果、不合格となったメーターについては、当課の指示に従い速やかに対応すること。

- (1) 納品数量の確認
- (2) 外観検査
- (3) 基準適合証印または検定証印の確認
- (4) 当課から指示した大館市市章及びメーター番号の表示状況の確認
- (5) 付属品の確認
- (6) 提出書類の確認

公募型指名競争入札等参加申込書

令和 年 月 日

大館市長 様

商号又は名称

代表者氏名

令和6年4月9日付で公告のありました下記の入札に参加したいので、申し込みます。
なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないことを誓約します。

記

量水器（単価契約・φ13S）	・参加する	・参加しない
量水器（単価契約・φ13）	・参加する	・参加しない
量水器（単価契約・φ20）	・参加する	・参加しない

入 札 書

1 個当たりの単価 ¥ _____

件 名

_____ 量水器（単価契約・φ13S） _____

大館市競争入札契約心得及び仕様書等を承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

（入札者）所 在 地

商号又は名称

氏 名

Ⓔ

代 理 人

Ⓔ

大 館 市 長 様

（注意）上記入札金額に消費税率及び地方消費税率を乗じた額を加算した金額を契約金額とする。

入 札 書

1 個当たりの単価 ¥

件 名 量水器（単価契約・φ13）

大館市競争入札契約心得及び仕様書等を承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

（入札者）所 在 地

商号又は名称

氏 名 ⑩

代 理 人 ⑩

大 館 市 長 様

（注意）上記入札金額に消費税率及び地方消費税率を乗じた額を加算した金額を契約金額とする。

入 札 書

1 個当たりの単価 ¥

件 名 量水器（単価契約・φ20）

大館市競争入札契約心得及び仕様書等を承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

（入札者）所 在 地

商号又は名称

氏 名 ⑩

代 理 人 ⑩

大 館 市 長 様

（注意）上記入札金額に消費税率及び地方消費税率を乗じた額を加算した金額を契約金額とする。